

第30号議案

専決処分の承認を求めることについて

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和5年5月19日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、ふじみ野市国民健康保険税条例（平成17年ふじみ野市条例第49号）の一部を改正する必要性が生じたため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険税条例（平成17年ふじみ野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第20条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第21条中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第6項中「第20条第1項」を「第20条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第7項、第8項、第10項から第13項まで、第16項及び第17項中「第20条第1項の」を「第20条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のふじみ野市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年3月31日

ふじみ野市長 高 畑 博